各都道府県介護保険主管部（局）
各指定都市介護保険主管部（局）　　御中

←　厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.14）（令和７年４月 18 日）」の送付について（事務連絡）

計３枚（本紙を除く）

Vol.１３７６

令和７年４月 18 日

厚　生　労　働　省　老　健　局

認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先
ＴＥＬ：03-5253-1111(内線　3974)
ＦＡＸ：03-3503-7894

事　務　連　絡
令和７年４月 18 日

都道府県
各 指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.14）（令和７年４月 18 日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.14）（令和７年４月 18 日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く） 】

○　認知症介護基礎研修の義務づけについて

問１　認知症介護基礎研修の義務付けの経過措置期間はいつまでか。

（答）

・　令和６年３月 31 日をもって経過措置期間は終了している。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後１年間の猶予期間を設けている。

問２　認知症介護基礎研修の教材について、母国語が日本語以外の者を対象としたものはあるか。

（答）

・　日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語、タガログ語、ネパール語の教材を整備している。また、日本語能力試験の N4 レベルを基準とした教材も併せて整備している。

（参考）認知症介護基礎研修ｅラーニングシステム（認知症介護研究・研修仙台センターホームページ）
https://kiso-elearning.jp/

※　令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol．１）（令和６年３月 15 日）問 163 は削除する。

【認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○　認知症チームケア推進加算について

問３　全国の介護職員を対象として認知症介護研究・研修センター（仙台、東京、大府）が、オンデマンド形式で実施する「認知症チームケア推進研修」を受講するための申込み方法如何。

（答）

・　認知症チームケア推進研修 (※1) の研修の受講申込みは、認知症介護研究・研修センターが運営するホームページ (※2) から行うことができる。

（※１）認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSD の出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修

（※２）認知症チームケア推進研修のホームページ：
https://www.dcnet.gr.jp/teamcare/

（参考）令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol．２）（令和６年３月 19 日）問１

問４　認知症チームケア推進加算算定にあたっては、認知症チームケア推進加算に係るワークシートの作成が必要とされている。当該ワークシートでは、チェックリストを用いたインタビューを行うことになっているが、チェックリストはどこで確認・入手することができるのか。

（答）

・　認知症チームケア推進研修のホームページで確認することができる。
・　具体的には、研修動画視聴ページに、テキスト、ワークシート、BPSD25Q のシート、チェックリストが掲載されており、ダウンロードが可能となっている。

問５　東京都が開発した日本版 BPSD ケアプログラムのアドミニストレーター養成研修を修了した者は、認知症チームケア推進研修を修了した者とみなしてよいか。

（答）

・　貴見のとおり。
・　なお、日本版 BPSD ケアプログラム（以下「ケアプログラム」という。）の利用に当たっては、道府県はケアプログラムを導入する必要があり、その具体的な導入方法については、東京都（※）にお尋ねいただきたい。

（※）担当部署：福祉局高齢者施策推進部在宅支援課認知症支援担当
電話 03-5320-4276

・　各事業所におかれては、所在する都道府県のケアプログラムの導入状況や利用について、当該都道府県にお尋ねいただきたい。

問６　日本版 BPSD ケアプログラムのアドミニストレーター養成研修修了者が、日本版 BPSD ケアプログラムにおける評価指標を用いて BPSD の出現予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを実施する場合、認知症チームケア推進加算算定にあたり作成が必要となる「認知症チームケア推進加算に係るワークシート」については、日本版 BPSD ケアプログラムの「DEMBASE」への記録及び【利用者一覧】タブ内で出力される【入力履歴】から入力を完了した PDF を出力したもの及びそれに紐付く打合せ記録をもって代えることができるか。

（答）

・　貴見のとおり。